

### 第3章 自治会への依頼事項等

#### ☆依頼事項等一覧表

項目	担当課
◆各種委員等推薦一覧	
◆自治会メール便	市民部 市民活動支援課 TEL055-282-6493
◆避難行動要支援者名簿	保健福祉部 福祉総合相談課 TEL055-282-7250
◆地域支えあい協議体	保健福祉部 介護福祉課 TEL055-282-7347
◆開発行為の同意について	建設部 都市計画課 TEL055-282-6394
◆日赤会費募集	保健福祉部 福祉総合相談課 TEL055-282-7250
◆緑の募金事業	産業観光部 農政課 TEL055-282-6207
◆社会福祉協議会会費募集	社会福祉協議会 総務課 TEL055-283-8711
◆共同募金運動	社会福祉協議会 地域福祉課 TEL055-283-4121

### 第3章 自治会へ依頼事項等

#### ■推薦依頼等一覧

市から自治会連合会や自治会等に推薦依頼される各種委員の一覧となります。  
推薦依頼がある場合は通知等がされますので、その際の詳細等については各担当課にお問合せください。

○総合計画審議会委員	政策推進課 Tel055-282-0149
○指定管理者選定審査会委員	
○行政改革推進委員会委員	
○選挙投票立会人	総務課 Tel055-282-1111
○選挙長、同職務代理人、選挙立会人(土地改良区選挙)	
○防災リーダー	防災危機管理課 Tel055-282-6494
○南アルプスハーモニープラン推進委員	市民活動支援課 Tel055-282-6493
○みんなでまちづくり推進会議委員	
○環境審議会委員	環境課 Tel055-282-6097
○生活環境保全検討委員	
○環境美化員	
○民生委員・児童委員及び主任児童委員	福祉総合相談課 Tel055-282-7250
○御勅使川入旧三十六ヶ村入会山恩賜県有財産保護組合議会議員	農政課 Tel055-282-6207
○空家等対策審議会委員	管理住宅課 Tel055-282-6397
○都市計画審議会委員	都市計画課 Tel055-282-6394
○青少年育成推進員	生涯学習課 Tel055-282-7778
○社会教育委員	
○公民館運営審議会委員	
○公民館館長、分館長、主事	
○スポーツ推進委員	
○水道委員	上下水道局総務課 Tel055-282-2082
○公共下水道事業審議委員	

### 自治会メール便

この事業は、自治会等活動交付金の業務並びに南アルプス市自治会連合会会則第3条の目的を達成するための同会則第4条の事業として行っています。

#### ■概要

市からのお知らせ等について、自治会を通じて自治会加入世帯へ配布及び回覧を行う事業です。

配布期間は、毎月1回おおよそ23日以降に各自治会から報告していただいた指定配布先（組）へ順次配達されます。※稀に配布物がない場合もあります。

また、事業に伴う経費として、自治会活動交付金の「自治会活動費」、「メール便配布費」を支給しています。交付金の支払等は、自治会活動交付金要綱に基づき、各自治会等へ交付されます。

#### ■送付先、配布数の変更等

転出、転入者等により、回覧・配布物の数量や配布者（組長等）に変更があった場合は、随時、市民活動支援課にご連絡ください。

原則、配布数の変更は、翌月の自治会メール便から反映させていただきます。

お問合せ先  
市民部 市民活動支援課  
Tel.055-282-6493

### 避難行動要支援者名簿

あったかカード兼個別避難計画作成への御協力

ならびに登録者に対するあったかメンバー（支援員）選出のお願い

#### 1. 目的

市では「災害時要援護者支援マニュアル」により、下記対象者の方々に、市や近所のみなさんにご自身の状況を知らせるためのあったかカード（避難行動要支援者支援カード）登録を呼びかけています。登録を通じて、身近に暮らすあったかメンバー（支援員）を決めておくことで、災害時における支援を受けられ、安心して暮らすことが出来るようになります。

地域防災を担う自主防災・自治会の皆様と要支援者自身が顔の見える支援体制を作っていただき、だれもが安心して暮らせる地域づくりを、地域ぐるみで取り組むことを目指しています。

#### 2. 対象者

- ・75歳以上の一人暮らし及び高齢世帯
- ・障害のある人
- ・介護が必要な人 など自力では避難行動の困難な方です。

現在、名簿には約800名が登録されています。

#### 3. 避難行動要支援者台帳への登録方法・個別支援計画について

- ・登録を希望される方は避難行動要支援者カード（通称あったかカード）に必要事項を記入し、担当区の民生委員に渡します。民生委員は「このような方が地区に居る」と、担当区域の自治会長・町内会長に提出します。提出を受けた自治会長さんから、市福祉総合相談課に提出ください。  
この時、本人または代筆者の署名があるか確認ください。台帳には、個人情報に掲載されますので、情報提供をしてもよいという同意の署名が必要となります。
- ・提出された支援者カードの下部に避難経路や支援員を定める欄があります。これを登録者1人1人の個別の避難計画として作成ください。
- ・自治会長名にて署名頂き、市福祉総合相談課に提出ください。  
市ではこのカードをもとに避難行動要支援者台帳に登録をします。
- ・提出時、自治会長用（白）・民生委員用（オレンジ）のコピー2組をお戻しします。お受け取り頂いたら、それぞれ自治会で保管、提出された民生委員にお戻しください。民生委員が日々の見守りのなかで、本人に渡し、再度説明を行います。

#### 4. 支援員となる方の定め方について

- ・支援員とは災害が発生した時に情報を伝える、一緒に避難する等の支援を心がけていただく近隣住民の方です。ただ、責任や義務を負うものでなく、あくまで出来る範囲の支援をお願いするものです。

- ・災害時に協力を得られる近隣住民やボランティアの方など、地域で一緒に暮らす方2名程度を定めます。あったかカード記載時に、ご自分で支援員を定められる方はその方を支援員として登録いたします。
- ・あったかカード記載時に支援員を定められない方について、市から地区自治会（地区防災会・組等）にて支援員を定めていただくお願い（依頼）をいたします。地区自治会・組単位でできるだけ身近な方を選定していただきたいと思います。また組単位での見守り体制をとっていただく方法も考えられます。市の社会福祉協議会も支援協力いたします。

#### 5. 避難行動要支援者名簿の管理・更新について

- ・名簿は市が原本を保管・データ化し、必要に応じて関係機関へ提供いたします。
- ・要支援者名簿の更新は毎年1回とし、各地区自治会連合会会議において新しい名簿をお渡しいたします。このとき前年度の名簿は返却していただきます。
- ・同時に新たな登録者で、支援員が定まらない方についての協力依頼をいたします。

#### おわりに

大地震のように大規模で広域的な災害が発生した場合、交通網の寸断、通信手段の混乱等で公的な支援活動が制約をされることが考えられます。

地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害者を減らすことが目的です。

災害時のみならず、平常時からお互いに助け合う地域づくりに、ご理解とご協力をお願い致します。

お問合せ先  
保健福祉部 福祉総合相談課  
Tel.055-282-7223

## 地域支えあい協議体

### ■概要

市では介護保険制度のもと、超高齢化社会に向けて住民主体の助けあい活動を行う「協議体」の創設を進めています（生活支援体制整備事業）。

身近な地域で、住民の手でできる、外出支援や通いの場づくり、ごみ出しや庭木の剪定など、生活支援と介護予防の取組みを充実し、誰もが年齢を重ねても健康で幸せに、地域で孤立することなく暮らせるまちづくりを目指しています。

### 【協議体の単位】

協議体は、以下の3階層で、圏域ごとに設けられています。

圏域	活動内容	構成メンバー
第1層協議体 (市全域)	第2・3層の課題に基づく協議 市への施策の提言等	住民・各種団体等の代表 (事務局：市介護福祉課)
第2層協議体 (各小学校区)	第3層の活動状況や課題の共有 第1層への課題等の発信	第3層協議体の代表 (事務局：社会福祉協議会)
第3層協議体 (各自治会圏域)	目指す地域像や課題の協議 具体的な助けあい活動の実践	住民有志・民生委員・自治会など

特に、自治会圏域の「第3層協議体」は、最も地域に身近な協議体です。市内各地区で多くの方が参加され、主体的な活動に取り組んでいます。

### 【自治会の関わり】

「自治会長は必ず協議体に参加する」等の決まりはありません。一方で、協議体の活動は、地域コミュニティの様々な課題に関わり、広く住民の理解のもとで進める必要があります。地域のために日々幅広く御尽力いただく自治会長さんには、各地区の活動状況に応じて、例えば以下のような形でご理解とご協力をお願いします。

(例) ○協議体からのお知らせの文書やチラシを組長回覧で回す。

○高齢者の集いの場・通いの場をつくる活動で、公会堂や広場の使用を認める。

○高齢化に伴う地区の課題について、話し合いに参加し、ともに考える。

○協議体メンバーや助けあい活動の担い手の確保に向けて、周知等に協力する。

○その他、協議体活動に各種役員や住民が理解・協力できるよう支援する。

### 【第3層協議体活動交付金】

多くの地区で第3層協議体の活動が具体化し、物品購入やチラシ印刷、保険加入等の資金が必要との声が高まったため、令和3年度より、各地区の自治会加入世帯数に応じて支払う交付金を創設しました。

- ・対象 毎年度4月1日時点で活動している第3層協議体
- ・金額 当該協議体が活動する圏域の自治会加入世帯1世帯につき200円

交付にあたっては、自治会と協議体の連携・情報共有に役立てていただくため、毎年度、各自治会連合会から自治会へ交付させていただきます（自治会活動支援交付金等と一括で入金となります）。

交付金の入金後は、該当金額をすみやかに第3層協議体にお渡しく下さい。

また、年度終了後には実績の提出を求め、協議体活動の報告を受けてください。（報告内容を自治会の総会資料に添えていただく等により、地域での協議体活動の周知につながりますよう御配慮をお願いいたします。）

詳細は交付時に通知します。お手数ですが事務にご協力をお願い申し上げます。

### 【研修等】

協議体とは何か？地域住民の関わりは？南アルプス市の取り組み状況は？について、自治会役員の皆様を対象とした講演会を予定しています。

研修動画（パソコン用又はDVDデッキ用）の貸出も行っていますので、地区でご覧になりたい等のご希望があればお問合せください。

お問合せ先  
保健福祉部 介護福祉課  
Tel 055-282-7347

## 開発行為の同意について

### ■概要

開発が行われることで今までの環境が変化します。このため、一定規模以上の開発を行う場合、開発者は事前に市への申出が必要となります。市ではトラブルが起らないように開発者に対し、開発指導要綱等に基づき指導や調整を図ります。この事前の申出書に開発地区の自治会長の同意を頂くところがあります。

### 【開発行為とは】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地の形態・用途を変更すること。<br/>(例：農地を工場、店舗、資材置場等、現況用途以外の目的に利用すること)</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 開発行為には2種類あり、一定規模以上のものは申出が必要。</li> <li>①都市計画法第29条での開発・・・3,000㎡以上の開発行為</li> <li>②市開発指導要綱での開発・・・1,000㎡以上3,000㎡未満の開発行為</li> </ul> <p>ただし、共同住宅（アパート・集合住宅）・宅地分譲（3区画以上）・建売分譲（3区画以上）の場合は面積に関係なく対象となります。</p> |

### 【同意の目的】

- 地区の代表者（自治会長、農業委員、水利組合長等）がその地域で行われる開発行為に伴う土地利用について把握してもらうため。（地域の方から問合せがあっても知らないと困るので）
- 開発者は地区の代表者に開発の計画を説明し、その地区特有の決め事等があれば地区の意向を尊重し、できる限り意向に沿うように努め、その上同意を得ることで後日トラブルが起らないようにします。

### 【同意が必要な者】

自治会長	地区の代表者として同意が必要になります。
農業委員	農地（地目が畑・田）を宅地に変更し開発行為を行う場合に同意が必要になります。
水利組合長	合併浄化槽から出る排水を水路に流す場合については、同意が必要になります。
<p>その他、必要に応じて地区役員の同意が必要です。</p> <p>開発者（もしくは代理人）が、開発内容について説明に伺います。説明を聞き、問題がないと判断した場合、様式第5号（第10条関係）に同意の署名・押印をお願いします。</p> <p>後日、何らかのトラブルが発生し、同意をしたことで当時の自治会長が責任を負うようなことはありません。同意は、開発前に地域への確認を得るため行うものです。</p>	



**【開発行為同意の流れ】**

開発者が開発概要を決定する（土地・面積等）
↓
市担当者と開発者との間で協議・指導等
↓ ※地区説明会・現場立会い・地権者の同意・隣接者の同意
地区代表者の同意

**【行政指導の例】**

- ①雨水排水については、原則宅内浸透処理で行なってもらい、オーバーフロー分については、水路へ放流を認めています。
- ②隣地との境界については、後々問題が発生しないよう境界立会いを実施し境界杭等を設置してもらいます。
- ③共同住宅等の駐車場の台数を確保し、路上駐車を行なわれないようにします。

※その他、現場の状況を見ながら地域住民から苦情が出ないように指導をします。

**【注意点】**

- 都市計画法第29条開発は、『許可』なので、許可無しで開発を行うと罰則があります。
- 市要綱開発の場合は、『同意』なので、同意が無くても開発が行なわれる恐れがあります。この場合、罰則等はありません。

そのため市では、開発者と十分協議もしくは指導し、同意条件を付け、地区住民が安全で安心な生活ができるような開発を行うことが望ましいと考えています。

お問合せ先  
建設部 都市計画課  
TEL055-282-6394

**日赤会費募集**

日本赤十字社は、「人の命と尊厳を守る」ことを基本理念として人道的事業を行う団体であり、事業資金は会費(募金)によって賄われています。

- 会費募集期間 毎年7月・8月に募集しています。

お問合せ先 保健福祉部 福祉総合相談課 TEL055-282-7250

**緑の募金事業**

公益財団法人山梨県緑化推進機構の交付金を活用し、緑の募金の発展に資するとともに、南アルプス市における緑化の推進を図り、緑豊かな環境づくりに寄与することを基本方針としています。

- 募金募集期間 原則、8月1日から8月31日

お問合せ先 産業観光部 農政課 TEL055-282-6207

**社会福祉協議会会費募集**

社会福祉協議会は、市民の皆さんや法人、各種福祉団体等が会員となって構成される団体です。会員の皆さんから納付された会費は、各種相談事業や福祉サービス、ボランティア育成をはじめとする地域福祉活動を通じて地域における様々な福祉の課題に取り組む事業を実施するために使われています。

- 社協会費募集期間 毎年7月初旬から8月末に募集しています。

お問合せ先 社会福祉協議会 総務課 TEL055-283-8711

**共同募金運動**

共同募金は、使い道を事前に定めて募金を募る『計画募金』で、地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「自分の町を良くするしくみ。」として取り組まれているものです。

- 運動期間 赤い羽根募金 10月1日～翌年3月31日  
歳末たすけあい募金 12月1日～ 12月31日

お問合せ先 社会福祉協議会 地域福祉課 TEL055-283-4121